

次のCITESでは何が提案されるか？

ユージン・ラボワント(IWMC会長)



みなさま、ありがとうございます。

今回来日した理由はいくつかあります。その中で最初に挙げたいのは、日本に初めて来てから来年で 30 周年を迎えるということです。初来日以来ずっと 1 年に最低 1 回は訪問していましたが、もし今回日本に来なかったら 30 年間で初めて訪問しないという年になります。そうならないために来日したというわけです。そのほかに 2 つの理由があります。今年は国際捕鯨委員会（IWC）の会議がなかった年なので喜んでおられる方もいるかと思いますが、私は IWC がなくてちょっと残念でした。というのは、IWC の会議があれば、皆さんといろいろな意見交換ができたり、友情を確認しあったりできたのですが、今年は開催されなかったということで、ぜひ皆さんにお会いしたかったというのが 2 つ目の理由です。私は初来日以来、すばらしい思い出と友人がたくさんでき、家族によく日本の話をしてきました。一度も日本に来たことのない息子のギイ・ラボワントを同行し、そういった経験を彼と分

かち合いたいと思ったのが 3 つ目の理由です。

今回、3 種類のスライドを用意しました。そのうちのひとつは、昨年 3 月にバンコクで開かれた第 16 回ワシントン条約締約国会議の結果を概観し、次の第 17 回会議に向けての情勢を探ってみる目的のスライドです。ふたつめのスライドは持続可能な利用（サステナブルユース）を支持する勢力が現在置かれている状況に関するものです。3 つ目は、最近 IWMB という組織を設立したのでそれについての説明用のスライドです。

まず、第 16 回締約国会議の評価についてですが、何が成功して何が失敗したのか、簡単に触れてみたいと思います。重要議題の一つに秘密投票の要件を厳しくしようというのがありました。それまで 1 か国からの要請と 10 か国の支持があれば秘密投票に持ち込むことができたが、EU は過半数の支持、チリ・メキシコは 3 分の 1 の支持を条件とすべきだという提案をおこないました。この提案は、日本と中国のリーダーシップのもとで、否決されています。第 16 回会議では、数少ない成功事例のひとつかと思えます。しかし、秘密投票を難しくしたがつている勢力がどういったことをやろうとしているか、予測しておかなければなりません。というのは、国際動物福祉基金やスイスのフランツヴェーバー財団などの NGO が各国代表団の中に入っており、政府代表がどのよう

な投票態度をとったかということ監視していたからです。

ホッキョクグマを附属書 II（取引許可制）から附属書 I（取引禁止）に移行する提案がアメリカから再度提出されましたが、あっさりと否決されました。アメリカ政府やその裏にいる動物権 NGO の頬を叩いたという結果になりました。いっぽう、否定的なこともありました。たとえば、カナダはホッキョクグマについては自然資源の持続可能な利用という観点から、アメリカの提案が採択されないようにと、さまざまな国に積極的に働きかけており、ほかの国からも大きな支持を得ていました。しかし、ホッキョクグマ以外の生物で、そうしたほかの国にとって非常に重要な問題については、カナダは傍観をしていました。ホッキョクグマについては成功したかもしれませんが、カナダの態度には失望したというのが私の偽らざる感想です。

アフリカゾウについては、タンザニアが自国のアフリカゾウを附属書 I から附属書 II にダウニストする提案を事前に取り下げました。それに呼応してケニア・ブルキナファソがダウニストを妨害する提案を取り下げました。成功か失敗かという点では、半分半分ではないかと思えます。したがって、現在は第 16 回会議前と同じ状況に置かれていると考えてよいでしょう。象牙を取引するための意思決定のメカニズムがこの会議で決まることになっていたのですが、

決まりませんでした。決定が長引けば長引くほど、永遠に象牙の取引を禁止しようという勢力側を利することになると思います。これは、IWCによる商業捕鯨モラトリウムと似たような状況です。

海産種については、みなさんご存知なので、詳しくは説明しません。バンコクで感じたことですが、持続可能な利用を支持している人たちで、自分たちの業界とは関係ないと思っている人たちの目を覚まさせるという役割をしたのではないかと思います。海産種を次々と条約対象にするという動きを警戒し始めることになったのではないのでしょうか。

次に、第16回会議で失敗した原因を探ってみたいと思います。環境関係について世界中でパニックのようなことが起こっています。たとえば、10日ほど前にアフリカのボツワナでアフリカゾウ・サミットが開かれました。サミットというと、私の定義では国の首相や大統領が集うことです。日本に来る前に中国に寄ってきました。中国政府はその会議に代表団を送ったので、その時の状況を訊くことができました。それによると、参加者は首脳級と呼べるのはボツワナの大統領、ザンビアの副大統領程度で、そのほかの国はワシントン条約担当者で、サミットと言うには程遠いメンバーでした。この会議で最終的に作成された文書は、過去の締約国会議の決議を寄せ集めただけであって、目新しいことが盛り込まれた文書にはなっていませんでした。それも、何の結果も生み出してこなかった決議の寄せ集めです。

第17回締約国会議で何が起こるのかということですが、アフリカゾウの提案は出てくるはずですが、海産種の提案も出てくるはずですが、南アフリカで開催されるというこ

とで、アフリカゾウに関する条約の現状を打破するためのいい機会になるのではないかと思います。とくに、アフリカの地域住民の利益になるべく、持続可能な利用を促進させなければいけないということで、そういった方向に議論が進めば、アフリカゾウの提案も好結果を生むのではないのでしょうか。

海産種ですが、第16回会議では悪い結果になりました。誰かを責めるということではなく、なぜそうなったかを分析することで次の会議を良い方向に持っていきたいと思っています。日本は非常に努力してきました。たとえば、大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協力閣僚会議（COMHAFAT）に資金拠出してきました。それにもかかわらず、第16回会議では、COMHAFATは崩壊状態でした。これまで2回、2004年と2013年にワシントン条約締約国会議がバンコクで開かれました。両方とも持続可能な利用という観点では、ひどいものでした。ひとつの理由ですが、持続可能な利用を支持する勢力が、色々な努力をしていますが、その努力が重複したり、方向が異なっていたりしていました。香港とシンガポールのフカヒレ業界の人が来ていましたが、彼らは何をやってたのかわかりませんでした。日本、ノルウェー、メキシコ、国際水産団体（ICFA）などによる努力は賞賛されてしかるべきですが、フカヒレ業界はそれに関与しませんでした。

投票買収について触れてみたいと思います。投票買収と言うと、小島嶼国の票を買うという意味でNGOがよく使います。しかし、バンコクでの会議で、投票結果を左右するために、EU、アメリカ、ブラジルが会議の場で発言しました。海産種の附属書掲載による問題を解決するために、資金を提供する

というのです。こうした発言は会議のずっと前にやるべきで、投票直前になっておこなうべき発言ではないはずです。これはまさに一種の投票買収です。

国連食料農業機関（FAO）の専門家パネルの結果もひどい内容でした。おそらく専門家パネルの構造自体を変えなくてはならないのではないかとと思っています。失敗した理由のひとつとして、第16回目の会議の2年前からPEW財団などがメディアに接触してきたことが挙げられます。ワシントン条約に海産種を掲載する提案が否決されることになるとすれば、商業的な関心からおもに日本や中国が動いた結果であろう、ということメディアの記者たちが思い込まされたのです。それからワシントン条約事務局も海産種の附属書掲載を歓迎していることも、第16回会議での海産種掲載に関係しているかもしれません。

極端な感情主義がワシントン条約の意思決定プロセスをハイジャックした、という話をしたいと思います。これに、過剰な、という修飾語をつけたほうが良いかもしれません。私は第16回の会議が終わってしばらくして、定期健診に行きました。よくしゃべる医者がいて、コレステロールの話題になりました。その医者に、「あなたは気をつけないといけない。コレステロールは生命を維持するには不可欠だ」と言われました。同時に「コレステロールが多すぎても死んでしまうよ」と脅かされました。医者のお話は上の空だったため、医者から「人の話を聴いているのか」と言われました。「いや、聴いてなかった。じつはワシントン条約のことを考えていたのだ」と応えました。そして、ワシントン条約もまったく同じような状況だと説明しました。「環境主義はと

でも重要で、この惑星を健康に保っておくには重要ではあるが、環境主義が行き過ぎると逆にこの惑星自体を壊滅的な状況にしてしまう」という話をしました。

今日、漁業関係あるいは他の生物の利用について、いろいろなところから環境的な圧力がかかっています。今、漁業関係で問題があるとすれば、国内的にも国際的にも環境主義によっていろいろ影響されていることです。いわゆる環境省が決定したことが、結果的に漁業省に悪影響を与えるようなものになっています。私は第16回会議の前に、アドバイザーとしてCOMHAFATの会議に出ました。西アフリカを中心に21か国の代表者がその会議に参加していました。私はアドバイザーというだけでなく、会議の結論としての声明文の原稿を作りました。その声明文には、CITESに海産種を掲載することは時期尚早であるという文言が入られ、会議の参加者は満場一致でそれを支持していました。ところが、第16回締約国会議では、海産種の提案に反対した国は21か国のうち2か国か3か国だけでした。ワシントン条約会議に出てきた代表团というのは環境省だけで、COMHAFATの会議の結論とはまったく異なるものとなりました。

バンコクでの会議が終わってから、ノルウェーの代表がIWMCのスタッフのところに来てひとしきり演説をぶっていききました。ノルウェーとIWMCはもともと良好な関係を構築してきました。漁業省、外務省、ノルウェー開発協力局(NORAD)です。同じノルウェー政府の環境省職員がやってきて、IWMCは過激団体なのか、偏執狂なのかと言われたそうです。そのうえ、IWMCの理事に捕鯨をやっている人物がいるのではないかと問われたということです。こうい

う言葉がノルウェーの政府代表の口から出たのです。

さて、次の第17回会議ですが、おそらくアフリカゾウと海産種が大きな問題になるでしょう。バンコクでの2回ほどの会議がひどかったと話しました。ここで、南部アフリカでの2回の会議に言及しましょう。1983年にボツワナで、1997年にはジンバブエでCITESの会議がありました。どちらもいい結果を残しています。次の第17回会議は同じ南部アフリカの南アフリカで開催されます。

1997年のジンバブエのハラレでの会議が成功したひとつの要因は、地域住民が大勢近隣や国内からやってきて、各国の代表団にいろいろな話をしたことです。IWMCとしては、NORADに提出する提案書を書いているところです。その内容は、なるべく多くの地域住民を、今度の南アフリカでの会議に参加させたいので、そのための資金援助を求めるという内容の提案です。地域住民が参加すること、それはアフリカゾウに限らず、他のすべての持続可能な利用の対象になっているような提案をも利することになるでしょう。自然資源の合理的利用はそういった地域住民にとっては必要不可欠だからです。

海産種に戻ります。アメリカやヨーロッパでも、海産種に関係している業界団体が国際会議に参加し、意思決定過程に関与することが不可能であることがしばしばあります。いっぽう、一部の大きな会社はWWFやPEW財団といったところと連携することを選択し、資金提供しています。そうして提供された資金は漁民の利益にはなっていません。私が考えている解決策ですが、2015年くらいに漁業に関する世界サミットを開催してはどうでしょうか。そのサミッ

トの前年の2014年に主導的な国と団体を集め事前準備会合を開くべきです。その際、資金集めの団体ではなく、漁業に真の関心を持っているところだけを招いてみてはどうでしょう。日本、中国、島嶼国、ICFAやラテンアメリカ漁業開発機関(OLDEPESCA)といった国際団体や大日本水産会などです。そうした準備会合で期待することは、FAOに対し2015年の半ばに世界漁業サミットを開くことを求める決議の採択です。そうしたサミットを開かない限り、現在の漁業がおかれている状況は変わってこないでしょう。

さらに、長年、言い続けてきたことですが、メディア委員会のようなものを作るべきだと思います。メディア委員会は、いろいろなメディア関係の専門家から構成され、コンピュータを通じて会話すれば、経費もそんなにかからずにすみません。委員会として記者発表することも重要な活動です。そうした能力は、政府のなかでも、あるいは地域社会でも持っていないところがあることから、メディア委員会が代弁者としての役割を担うこともできます。

持続可能な利用を支持するグループは、過去10年、政府も含めてどんどん縮んでいっている感じがします。かつては、ハイノースアライアンスなどいくつかありましたが、現在、ある程度活動しているのは、GGT、IWMC、IWMCスイス支部くらいで、どんどん少なくなっている状況です。

これは現在のIWMCの構造ですが、一番目がIWMC。これは利益追求型ではなく、会員から構成されています。二番目は、だいぶ前にアメリカに財団を作っています。いままで、この財団によって資金援助されたのは、ナミビアの小さなプロジェクトだけです。こ

のプロジェクトは、エキパスと呼ばれるアフリカゾウの象牙の製品に関するものです。いわば休眠状態と言っていいと思います。なぜ、この財団を作ったかという、アメリカの国民、あるいは企業から、寄付したいという希望がある

かもしれないことから、その受け皿としての位置づけです。さらに、IWMC スイス支部というのがあり、この組織はスイス政府に登録されています。先ほどのメディア委員会ですが、野生生物に関する普及、知識の交換、ネットワーク化など

を推進する組織を作りたいと思っています。Wildlife Awareness and Knowledge Exchange Network というネットワークで、頭文字をとると WAKEN となります。

福島県の漁業の再開に向けて

水産庁資源管理部漁業調整課

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）からまもなく3年が経過します。この間に福島県以外の被災道・県においては、漁船や施設の復旧に伴い漁業活動が概ね再開しています。しかしながら、福島県では、原発事故の影響で操業再開には至っていません。本稿では、福島県の漁業の現状と本格的な操業再開に向けた試験操業の取組を紹介します。

1. 福島県の漁業の現状

(1) 福島県沖は黒潮と親潮の交錯する好漁場で、そこで獲れる沿岸、沖合の魚介類は、「じょうばんもの」と呼ばれ、市場で高い評価を得ていました。震災以前には底びき網で獲れるカレイ類や船びき網で獲れるコウナゴなど年間約4万トンが水揚げされていました。

(2) しかし、津波により漁港や漁港施設が全壊し、漁船も730隻のうち約8割が被災しました。さらに、原発事故が漁業の復興を妨げています。福島県の漁業者は、原発事故の影響で震災以降、沿岸漁業と底びき網を自粛しています。

2. 福島県沖の放射性物質調査、試験操業等について

(1) 原発事故後の福島県等の対応

これまで、体験したことのない

原発事故に対し、福島県は水産物などの放射性物質の影響を確認するためのモニタリング調査を開始しました。その数は、平成24年3月時点で、水産物だけでも1万検体に及びます。これらの検査の結果、放射性物質の値が低いことが確認された種を対象に、小規模な操業と販売を行う試験操業の検討を始めました。

また、相馬双葉漁協でも、試験操業に向けて、簡易検査器を準備するとともに、放射性物質の検査を行う職員を養成し、試験操業に向けた準備が行われました。

(2) 試験操業の開始について

試験操業の開始に向け、安全な水産物の提供を前提とすることはもちろんですが、その一方で消費者の信頼を得る計画でなければなりません。

このため、漁業者だけでなく、大学・水産試験場などの研究者、流通業者、県などが参画して福島県地域漁業復興協議会を開催し、公開の場で試験操業計画の安全性等について協議し、その意見を参考に、福島県漁業協同組合長会で最終的な実施の可否を決めることにしました。

平成24年6月、相馬双葉漁協が、底びき網漁船でミズダコ（図1）などの3種を福島県沖の150m以深の北部海域（図2）に限定し、試験操業を始めることとなりました。〔震災から試験操業の検討につ

いては、八木東京大学大学院准教授「消費者の安全を守りながら福島県の漁業を再開することはできるか」（福島県漁連 HP）をご覧ください。〕

その後のモニタリング結果等から、順次、対象種及び海域を拡大し、試験操業を続けています。

(3) 現在の試験操業

現在では、試験操業対象種は33種（表1）で、試験操業の海域も拡大しています。底びき網漁業だけでなく、たこかご漁業、船びき網漁業の試験操業も開始されました。相馬双葉地区だけでなく、いわき地区でも試験操業がやり、徐々にですが、漁業復興に向けて進んでいます。

また、より安全な水産物を供給するための検査体制を構築しています（図3）。

試験操業で獲れた水産物は、漁獲量も少ないため大半は福島県内や近郊の仙台市場などで消費され、一部については東京等へも出荷されています。

3. 今後の対応と課題

(1) 福島県沖では、現在も出荷制限が指示されている種が40種類あります。これらの種も時間の経過とともに、出荷制限が解除されるものが出てきます。

今後も、安全を確認しながら試験操業の対象漁業種類、対象種、

海域等を徐々に拡大していくことになると思われます。

(2) 一方で、これらの種の拡大や、試験操業の漁獲量の増加に伴い、検査を担当する職員の負担等も大きくなってきます。このため、安全を確保しながら、検査体制をどう構築していくのか等の検討が始まっています。

(3) また、現在は試験操業の日数及び漁獲量も限られていることから、地元を中心に消費されていますが、種や漁獲量の拡大にあわせて、販路を再構築することが重要になってくると思われます。

4. 皆様へのお願い

福島県の漁業関係者の方々は、より安全な水産物を消費者に届けるため、漁場を選び、漁獲物の安全を確認して出荷しています。皆様にも、このような努力や取組を理解していただき、水産物に限らず福島県産の食材を食べて応援していただけると幸いです。

(参考：農林水産省広報誌「AFF」2月号)

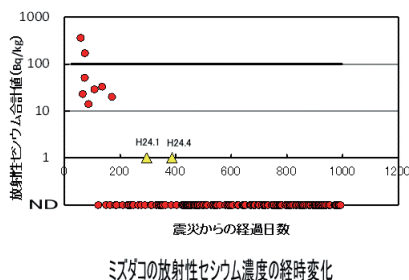


図-1 ミズダコ

試験操業の対象海域

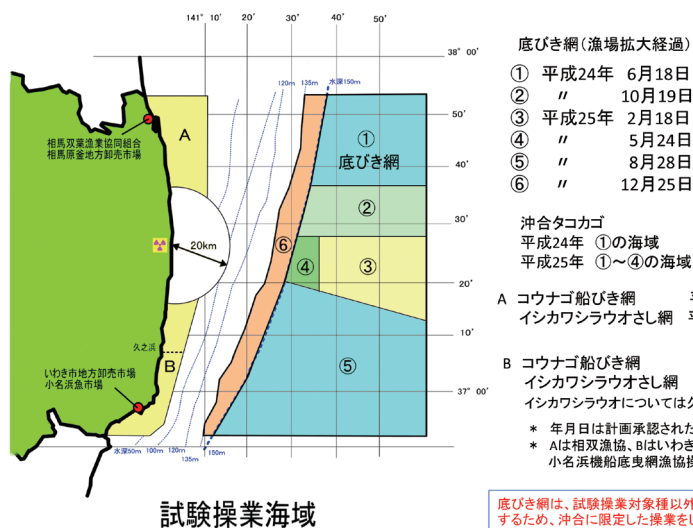


図-2 試験操業の海域図(福島県漁連ホームページより)

スクリーニング検査体制

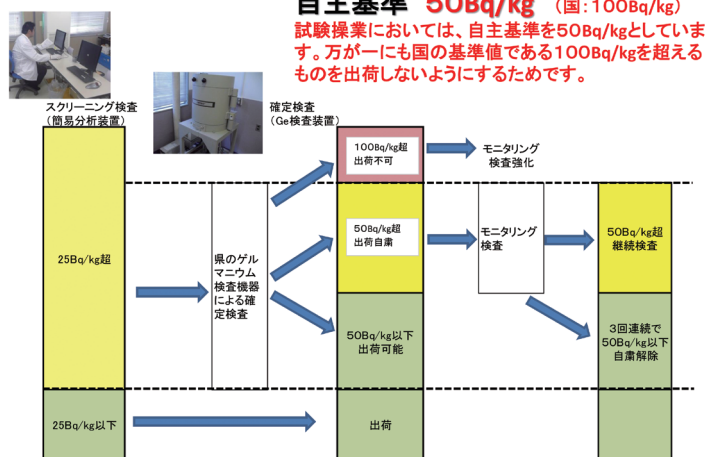


図-3 スクリーニング検査体制(福島県漁連ホームページより)

ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ、キチジ、ケガニ、スルメイカ、ヤリイカ、エゾボラモドキ、チジヂミエゾボラ、ナガバイ、アオメエソ、ミギガレイ、ズワイガニ、コウナゴ、ヤナギムシガレイ、ユメカサゴ、キアンコウ、シラス、アカガレイ、サメガレイ、アカムツ、チダイ、ヒレグロ、マアジ、メダイ、ケンサキイカ、ジンドウイカ、ベニズワイガニ、ヒゴロモエビ、ボタンエビ、ホッコクアカエビ、イシカワシラウオ、スケトウダラ (計 33 種)

表 1 試験操業の対象種(平成 26 年 3 月 1 日: 計画の承認順)

食品中発がん物質のリスク評価について

畠山智香子(国立医薬品食品衛生研究所安全情報部)

食品の安全性とは何か

私たちは毎日食べている食品は「安全」だということを前提にして暮らしている。では何を根拠に、

どのくらい安全だと判断しているのだろうか? そのような質問に、これまでずっと食べてきたという

ような経験的なものではなく、科学的根拠で説明できる人はほとんどいないだろう。実際「食の安全」といった場合に我々専門家が想定しているのは、「普通に食べているぶんには有害影響が観察できるほどにはならないであろう」という程度のものである。そもそも「どんな食べ方をしても絶対大丈夫」な食品など存在しない。

一方で近年の「食の安全」への関心の高まり、というフレーズで巷で取り上げられる話題といえば、化学物質関連では食品添加物や残留農薬、遺伝子組換え食品や飼料といったものが多かった。さらにその時々で話題になっている毒物や汚染物質の混入事件や事故、産地偽装事件のようなトピックスが「食の安全」問題として取り上げられてきた。日本では2003年の食品安全委員会の発足により、食品の安全性を包括的に評価し管理する「食品安全リスク分析」が公式に導入された。その後10年が経過するが、状況は導入前とあまり変わっていないように思える。食品添加物や残留農薬の安全性評価は、食品の安全という全体像にとっては、むしろ例外的と言った方がいいごく一部でしかない。私たちが食べているものの中でこれらの占める割合はごく僅かであるからである。

食品そのものの安全性を評価しようとした場合、化学物質の分野では最も大きな課題のひとつが天然に含まれる遺伝毒性発がん物質の取り扱いである。遺伝子に影響してその結果としてがんを誘発するタイプの発がん物質を遺伝毒性発がん物質と分類し、その発がん作用には理論的に閾値はない-つまり量がゼロでなければリスクはゼロではない、とみなすのが通例である。そのような物質につい

ては摂っても安全な量は存在しないので「合理的に達成可能な範囲でできる限り低く (as low as reasonably achievable:ALARA)」するという原則で臨む、という方針が採用されている。これはもとはといえば放射線防護の考え方に由来するものである。このALARA原則を採用した結果、例えば食品添加物などの許認可制をとっているものについては、遺伝毒性発がん性が疑われるものは使用を認められることはない。ところが食品の中にはもともと天然に遺伝毒性発がん性を持つ化合物が少なからず存在し、カビ毒や環境中に存在する汚染物質にも遺伝毒性発がん物質は多数存在する。さらに2002年に糖とアミノ酸を含む食品を120℃以上の高温で加熱した場合に生じる遺伝毒性発がん物質であるアクリルアミドが、食品によってはppmという相当な濃度で存在することが明らかになった。このような、食品中に存在する量も、種類も、発がん性の強さも多様な遺伝毒性発がん物質のリスクに対応するためには、ALARA原則は役に立つ指針とはならない。必要なのはどの物質への対策を優先させるべきかの指針となる指標である。この優先順位付けのために、暴露マージン (Margin of Exposure :MOE) という概念を用いてリスクの大きさを数値で表現する方法が採用されつつある。暴露マージンは無影響量 (NOAEL) やベンチマーク用量 (BMDL) などの毒性影響の指標となる量と、実際に暴露されている量の比で、数値が大きければ大きいほど安全側への余裕が大きい、ということを意味する。このMOEを使ったリスクランキングでは数値の大きさが判断基準となるため、「がんでは何人が死亡している」といったような計算はできない。リスクの大

きいものから優先的に対策していきうと言えただけである。たとえば、遺伝毒性発がん性があるとされる物質であってもMOEが100万以上といった大きな数値になるような場合は、リスクはゼロではないとしても「無視できるほど小さく、対策の優先順位は低い」という説明ができる。遺伝毒性発がん物質のリスク評価においては、もともとリスクという概念を発明しALARA原則を打ち立てたのは放射線防護の分野であったのだが、そこでとどまるわけにはいかなかったのが食品中に天然に存在する発がん物質の評価という分野であった、と言えるかもしれない。

放射性物質が食品に含まれるのは決して望ましいことではないが、放射性物質は極めて検出感度が高いことと、各地でいろいろな形で検査が行われているため、ごく微量であっても検出される。どんなに微量でも検出されるのは許せない、という反応が一定程度はあるだろうと予想される。そのような場合に他の発がん物質によるリスクとの比較が役に立つかもしれない。たくさんあるリスクの中でたまたま注目されているもの（現状では放射性物質）にだけ資源を割り当ててしまうと、他のリスクの低減のために使える資源が減って結果的に全体のリスクが高くなってしまおうという状況を招きかねないのである。現在の状況の一番の問題は、食品中にもともとあるリスクについての基本認識がないままに放射線リスクにだけ注意が注がれていることだと思う。もともと食品そのものが持っているリスクはごく微量の放射性物質汚染より大きいのだということをまず認識する必要があるだろう。